川情審査答申第 24号 平成26年 6月25日

川口市長

奥ノ木 信夫 様

川口市情報公開·個人情報保護審査会 会長 馬橋 隆紀

川口市個人情報保護条例第29条の規定に基づく諮問について(答申)

平成25年9月19日付けで諮問のあった下記の件について、別紙のとおり 答申します。

記

平成24年10月6日の交渉(川口市作成:○○○○対応記録)を記録した際に利用した録音(録画)したデータ、または、録音(録画)したことを証する公文書(電磁記録を含む。)についての、当初より開示請求に係る保有個人情報は存在しないため不開示としたことに対する不服申立て(個人情報保護諮問第21号)

## 諮問第21号(個人情報保護)

# 答申

#### 1 審査会の結論

本件開示請求に対し、川口市長が、開示しない理由として「当初より本件保有個人情報は存在しないため。」と記載し川口市個人情報保護条例第19条第2項に該当することを理由として不開示決定を行ったことについては、不開示理由の記載は適切とはいえないが、結論として妥当であると認められる。

#### 2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 本件の不服申立人〇〇〇〇氏(以下「申立人」という。)は、平成25年8月12日、川口市長(以下「実施機関」という。)に対し、川口市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、「平成24年10月6日の交渉(川口市作成:〇〇〇分応記録)を記録した際に利用した録音(録画)したデータ、または、録音(録画)したことを証する公文書(電磁記録を含む。)」(以下「本件保有個人情報」という。)の開示を請求(以下「本件開示請求」という。)した。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、平成25年8月28日付けで、本件条例 第19条第2項に該当すること(当初より本件保有個人情報は存在しないた め。)を理由として、不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を行った。
- (3) 申立人は、平成25年9月4日、本件不開示決定について異議申立てをした。 異議申立ての理由は、次のとおりである。

市役所作成 2013年10月6日の打合せ議事録には、2時間半の打合せ内容をA4 41ページで、「指さす」と〇〇の動作を含め一言一句会話内容が全て記録されている。更に、当該打合せ時には、市職員は全ての会話内容のメモも取っていなかった。従って、川口市は録音か録画をしていたことは明白である。このような状態で、平成24年10月6日の交渉(川口市作成:〇〇〇対応記録)を記録した際に利用した録音(録画)したデータ、録音(録画)したことを証する公文書(電磁記録を含む。)が存在しないことは、川口市の事実の隠蔽に他ならない。再度、情報の開示を請求する。

引き続き、当該個人情報が存在しないことが不開示の理由であれば、速記者

もいない状態で、41ページもの2時間半の全会話内容交渉記録を川口市はどのようにして作成したのかを、具体的に説明することを要求する。録音(録画)せずに、このような「指さす」と○○の動作を含め、一言一句会話内容全てを記録することは、常識的に不可能である。

- (4) 実施機関は、平成25年9月19日、申立人の異議申立てについて、条例第 29条に基づき、当審査会に諮問した。
- (5) 当審査会の審査に際し、実施機関から平成25年9月19日付けで理由説明書が提出された。実施機関は、理由説明書において、正確な対応記録を作成するために録音を行ったが、録音したデータについては、文書による記録を作成後消去しているので、現在存在していない、また、録画については当初よりしていないと説明した。
- (6) 実施機関の理由説明に対し、申立人は、平成25年10月6日付けで意見書を提出し、要旨次のとおり意見を述べた。
  - ア 川口市の保有個人情報不開示決定通知書及び保有個人情報開示決定等審 査諮問通知書では、開示しない理由は「当初より開示請求に係わる保有個人 情報は存在しないため。」であった。しかし、審査会宛の理由説明書では、 録音データが存在していたことを認め、申立人への説明と全く異なる説明を 行っている。
  - イ 異議申立てをしなければ、事実を判明させることはできなかった。川口市 が公文書でも事実を隠蔽し、市民をだましたことは明白である。川口市役所 の行為は、市役所としてあるまじき行為である。川口市不正を明確にし、今 後このような詐欺行為を二度と起こさないためにも、異なる説明を行った理 由及び事実を隠蔽した理由の究明が必要と確信している。
  - ウ ○○自宅で行った市役所と○○の会議は、非公開の会議である。個人宅での会議を無許可で録音した川口市の目的・理由である「正確な対応記録を作成するため」は、受け入れられず、当然ながら適切とは考えられない。更に、個人宅での無許可の録音は、家族のプライベートの会話等も盗聴する可能性があり、プライバシーの侵害でもある。
- (7) 当審査会は、平成25年10月22日に実施機関の職員らから意見を聴いた。 また、同年11月8日に申立人から口頭意見陳述を受けた。

### 3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- (1) 当審査会が実施機関(街路事業課)の職員らから聴取した結果によれば、街路事業課職員2名は、平成24年10月6日に申立人の自宅において同人と話合いをしたこと、その際、同課職員のうち1名が申立人との話合いの内容を記録した書面を作成するため、ワイシャツのポケットにICレコーダーを入れて申立人との話合いの内容を録音したこと、録音することについては、申立人に告知することなく、その了解を得ることもしなかったこと、録音した職員は、録音データに基づき申立人との話合いの内容を反訳した書面を作成した後、録音データを消去したこと及び街路事業課職員は、録画はしていなかったことが認められる。
- (2) 本件条例第6条第1項は、実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う業務(以下「個人情報取扱業務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないと規定している。本件で実施機関の職員が、申立人に告知することなく、かつ、その了解を得ることもなく、ワイシャツのポケットにICレコーダーを入れて申立人とのやりとりの内容を録音したことは、公正な手段により個人情報を収集したといえるかどうかについて疑義があることは否定できない。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、平成25年8月28日付け保有個人情報不開示決定通知書で、開示しない理由として「当初より本件保有個人情報は存在しないため。」と記載して不開示決定を行ったが、前記のとおり、街路事業課職員が申立人との話合いの内容を録音した録音データが存在していたことが認められる。したがって、実施機関が開示しない理由として記載した「当初より本件保有個人情報は存在しないため。」は、事実に合致しないものであり、不開示理由の記載として適切ではないといわざるを得ない。
- (4) しかし、本件においては、本件保有個人情報(録音データ)は、録音した職員が申立人との話合いの内容を反訳した書面を作成した後、これを消去しており、実施機関は、本件開示請求時には本件保有個人情報を保有していなかった事実が認められる。

(5) したがって、実施機関の不開示理由の記載は適切とはいえないが、実施機関 が本件条例第19条第2項に該当することを理由として不開示決定を行った ことは、結論として妥当であると認められる。

平成26年6月25日

川口市情報公開·個人情報保護審査会

委員(会長) 馬 橋 隆 紀

委員 飯塚 肇

委員 田村泰俊